

平成30年8月6日

各障害者支援施設長様
各障害福祉サービス事業所管理者様
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

食中毒警報について

標記の件について、下記のとおり発令されましたので、貴施設・事業所における食品衛生につき、より一層ご注意くださいようお願いいたします。

記

発令日時		平成30年8月6日（月曜日） 午前・午後11時00分
適用条件	○	第1項 気温30℃以上が10時間以上継続するとき。
		第2項 湿度90%以上が24時間以上継続するとき。
	○	第3項 24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上となるとき。
		第4項 次の3つの条件が同時に発生した場合、又はそれが予測されるとき。 (1) 気温が28℃以上となり、6時間以上継続するとき。 (2) 湿度が80%以上となり、相当時間継続するとき。 (3) 48時間以内に、気温が7℃上昇し、相当時間継続するとき。
		健康福祉局長が特に必要と認めた場合

※ この警報は、発令時から48時間継続し、その後は自然に解除されます。

食中毒警報が発令されたら

次の点に注意して、食中毒の発生を防ぎましょう。

- 1 調理したものは、長時間放置しないで、なるべく早く食べましょう。
- 2 なま物はできるだけ避け、十分に加熱してから食べましょう。
- 3 調理の前には、石けん等でよく手を洗いましょう。
- 4 冷蔵庫の温度は、10℃以下になるよう注意しましょう。
- 5 冷蔵庫に、食品を詰め過ぎないようにしましょう。
- 6 新鮮な材料を使用するようにしましょう。
- 7 食器、マナ板、包丁、ふきん等は十分に洗浄、消毒しましょう。
- 8 調理場は常に清潔に保ち、ハエ、ゴキブリ、ねずみ等の駆除に努めましょう。
- 9 暴飲暴食を慎み、健康に注意して十分に休養を取るようにしましょう。

(連絡先 電話 052-972-3967 FAX 052-972-4149 指定指導係)